

委員会提出議案第6号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出
について

上記の議案を、別紙のとおり提出する。

令和2年9月24日提出

東広島市議会議長 乗越耕司様

提出者 東広島市議会文教厚生委員会
委員長 北林光昭

(提案理由)

地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を国会及び政府に提出しようとするものである。

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

令和元年12月の改正教職員給与特別措置法（給特法）の成立を受け、文部科学省は、令和2年1月17日に同法第7条に基づき定めた指針を告示するとともに、都道府県教育委員会等に通知した。その後、広島県においては、関係条例、教育委員会規則が改正され、県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針が策定された。これらによって、4月1日から県立学校の教員の時間外勤務に上限が設けられた。

学校の働き方改革の推進は、教職員の心身の健康を守るとともに、子どもたちの豊かな学びを保障することにもつながる。勤務時間の上限設定は、あくまで時間外勤務に規制をかけるだけのものであり、今後、法で規定された勤務時間の上限を遵守するためには、長時間労働を解消するための実効ある具体策として、教職員定数改善や業務削減が伴わなければ働き方改革につながらない。

また、新型コロナウイルス感染症対策に係る学校再開後の対応については、教育現場に人的余裕がないため、教室を分けて少人数指導等を行うことも難しく、児童生徒に学びを保障することもままならない。それらを行うだけの教職員数を確保するには、自治体だけでは限界があり、国の施策として法改正や財源保障をすることが求められる。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。自治体間の教育格差を生じることには大きな問題であり、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

東 広 島 市 議 会

送 付 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

文 部 科 学 大 臣